

「はぐくみかん」の概要



令和7年4月

横須賀市 民生局

こども家庭支援センター
福祉こども部子育て支援課

【目 次】

1	はぐくみかんの概要	1
2	はぐくみかん設置の背景	4
3	はぐくみかん設置の必要性	4
4	主要機能と周辺機能	4
5	こども家庭支援センター・子育て支援課（福祉こども部）の組織体制	7
6	資料編（各階等の施設写真）	9

1 はぐくみかんの概要



(1) 施設規模等

- ＜構 造＞ 鉄筋コンクリート造
地下1階、地上5階、塔屋1階
- ＜敷地面積＞ 4,226.85 平方メートル
- ＜延床面積＞ 8,684.37 平方メートル
- ＜最高の高さ＞ 25.39 メートル
- ＜総工費・工期＞
- 総 工 費 2,577 百万円（平成 18 年度～平成 19 年度）
- 工 期 平成 18 年 9 月 28 日から平成 20 年 2 月 29 日

(2) 階 層

階	施 設 名	
5	こども家庭支援センター・福祉こども部子育て支援課事務室	
4	療育相談センター ○診療部門・地域生活支援部門	
3	児童相談所	
2	療育相談センター ○事務室	
1	こども家庭支援センター 事務室	療育相談センター ○通園部門

(3) 施設外観の4つのコンセプト

～ 市民から信頼され親しまれる施設をめざして ～

- 1 入りやすさ、親しみやすさ
- 2 周辺環境との調和、街並み形成への寄与
- 3 開放性とプライバシー保護の両立
- 4 安全性とメンテナンスへの配慮



●施設の壁面にある特徴的な楕円の開口は、横須賀市の木であるオオシマザクラの花びらをもとに、子どもたちの多様な可能性を表現するモチーフとして、ぬくもり、やさしさ、リズム感などさまざまなイメージを喚起できるように配置されています。

(4) 設置場所

横須賀市小川町 16 番地



(5) 施設内容

●「はぐくみかん」は、子どもに関する総合的、一体的な取り組みを進めていくための拠点として、子育て支援の総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所を持つ、子どもに関する総合支援体制の中核機能を担う施設として2008年4月にオープンしました。

●愛称「はぐくみかん」の意味

子どもの健やかな成長を願い育成することや、かばい守るという意味の“育む(はぐくむ)”という言葉の“育み(はぐくみ)”とし、施設を意味する“館(かん)”とを合成しました。この愛称は施設内容を表し、音感もよく親しみやすいものと思います。

●「はぐくみかん」の3つの主要機能

1 子育て支援の総合相談窓口

子育ての多様なニーズに応えるため、子育ての関連組織の一部を「はぐくみかん」に配置します。障害や虐待などの専門性が必要な問題について、療育相談センターや児童相談所と連携します。

2 療育相談センター

発達の遅れや障害がある概ね18歳までの子どもを対象に、専門医師、臨床心理士などによる相談、診断を行った上で、個別療育プログラムを作成し、支援を必要とする子どもの療育支援方法を提案します。

小学校入学前の肢体不自由児と知的障害児の通園施設を設置しています。乳幼児期からの障害児の療育、相談、機能訓練の支援を行うほか、ソーシャルワーカーなどが関係機関と連携し、障害児とその家族に対する一貫した地域生活支援を行います。

社会福祉法人青い鳥（指定管理者）が運営しています。

3 児童相談所

18歳未満の子どもの養育相談や心身の障害、虐待、非行などの子どもに関するさまざまな相談に応え、必要に応じて家庭訪問や知的能力・発達・性格などの検査や医師による診察、子どもやその保護者への調査、判定に基づいて必要な指導を行います。

2 はぐくみかん設置の背景

近年の社会経済状況や家庭環境の変化などにより、全国的に少子化が進み、また世帯の状況も大きく変化しています。さらに子育てに対する精神的、経済的負担感が高まることにより、子育てがしにくいという意識が高まり、より少子化が進む大きな要因ともなっています。こうした様々な変化につれて子どもを取り巻く環境も変化し、児童虐待や不登校などが大きな社会問題となっています。

3 はぐくみかん設置の必要性

子どもを取り巻く社会的背景や国の動向等を踏まえ、本市では今後も仕事と子育ての両立支援など必要な施策の実施を進めるとともに、児童虐待、障害等の重篤な事例への対応や、親育ち、子育てを含めた総合的な支援体制を構築するため、療育相談センター、児童相談所と併せ、総合相談窓口機能等を持ち、子どもに関する総合支援体制の中核機能を担う「はぐくみかん」を設置しました。

4 主要機能と周辺機能

「はぐくみかん」に求められる視点

様々なニーズを持つ市民に適切で一貫した支援を提供することができるよう考えていく必要があります、以下の視点に立って整備しています。

子どもや子育てに関する様々な要望や相談を持つ保護者等が訪れる場所であり、また、その個別のケースに応じて適切な対応が求められています。特に、虐待や障害など様々な主体が継続的に関わっていく必要があるケースについては、「はぐくみかん」が中心となって地域のネットワークが有機的、効果的に連携しながら一貫した支援を行っていくことが求められています。

「はぐくみかん」の整備にあたっては、虐待や障害など専門性が必要な領域については専門性を確保しながら、併せて可能な限り多様なニーズに応えることができる機能を導入しています。

導入機能は、本市の子育て支援の中心的な役割を担う「主要機能」と、その主要機能を補完し、相互に連携する「周辺機能」を総合的、一体的に導入しています。

(1) 主要機能

①療育相談センター

②児童相談所

① 療育相談センター

横須賀市にお住まいの、発達の遅れや障害のあるお子さんを対象とした施設です。

主に乳幼児期から就学前までのお子さんに対しては、療育相談・診療・各種教室の実施や通園支援などを行い、就学後から概ね18歳までのお子さんに対して相談・診療を行うセンターです。

利用されるお子さんご家族が、安心して生活できるように援助を行うとともに、地域における様々な療育活動を支援します。

i) 通園部門（愛称「ひまわり園」）

障害に配慮しながら健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人一人のお子さんに応じた専門的な療育支援を行います。

- ・福祉型児童発達支援センター（定員 50 名）

対象：学齢前の知的障害児及び自閉症等の発達障害児

- ・医療型児童発達支援センター（定員 40 名）

対象：学齢前の肢体不自由児及び重複障害児

- ・保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、計画に基づき訪問先のスタッフに支援方法の指導をします。

ii) 診療部門

発達障害のお子さんに対する相談・評価・診療と専門職による支援を行います。

評価や指導・訓練の必要性和、その頻度は専門医による診断結果を基に決定し、心理、理学療法、作業療法、言語聴覚療法による支援を行います。

- ・診療科目 小児神経内科・小児精神科

耳鼻いんこう科

リハビリテーション科

摂食外来

※ 風邪等の一般診療や耳鼻科の治療・一般市民の診療は行いません。

iii) 地域生活支援部門

お子さんへの様々なご相談に応じます。健康福祉センターや児童相談所、保育園・幼稚園や学校等とも連携して、お子さんへの支援や巡回相談等を行うとともに、親子教室、早期療育教室・療育教室を開催します。

また、相談支援事業所として、各種福祉サービスの利用計画を作成しています。

② 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次の業務を行います。

- i) 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じること。
- ii) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行うこと。
- iii) 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

(児童相談の内容)

養 護	保護者の失踪、離婚、養育困難、虐待、里子など
保 健	未熟児、内部機能障害、神経疾患など
障 害	肢体不自由児、視聴覚障害児、知的障害児、自閉症児に関する相談など
非 行	家出、乱暴、触法行為など
育 成	不登校、性格行動、家庭内しつけなど
里 親	里親に関する相談

(その他の業務)

- ・ 関係機関との連絡会議
- ・ 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発
- ・ 関係機関ネットワークの形成
- ・ 里親制度の普及・啓発並びに里親制度の積極的な活用
- ・ 在宅障害児養育援助・相談

(参考) 児童相談所 設置年月日 平成 18 年 4 月 1 日

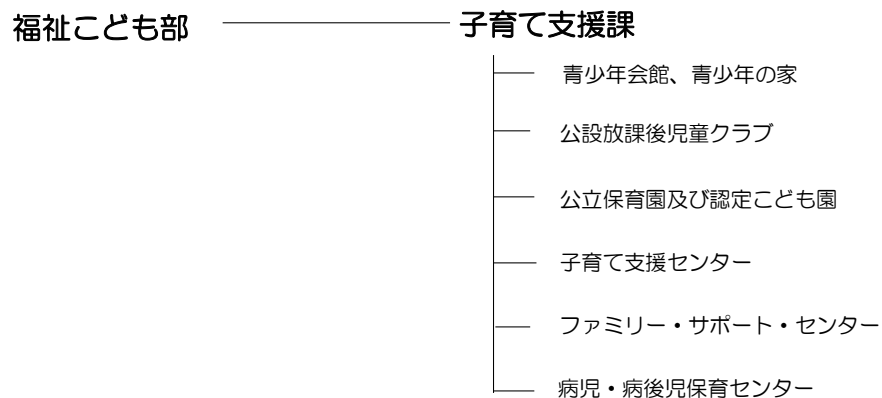
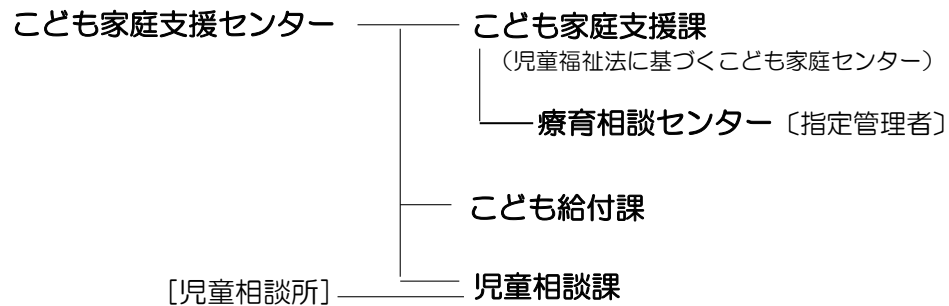
- ・ 平成 20 年 4 月に「はぐくみかん」へ移転

(2) 周辺機能

周辺機能については、主要機能と連携し、関連が深い施設を導入することとするが、主要機能の 2 施設が専門性の高い相談機関であることから、子育て中の市民の利便性に配慮しながらも専門性を確保した施設構成としています。

5 こども家庭支援センター・子育て支援課（福祉こども部）の組織体制

（１）組織図



（２）主な業務内容

- こども家庭支援課（5F）： ☎ (823) 1753
総合相談(子育て、育児支援、DV、こども青少年)、親子支援相談、
産後ケア、ショートステイ、子育て支援ヘルパー受付、要保護児童対策、
児童福祉施設等運営費の支払いなど
- こども給付課（1F）： ☎ (822) 8251
児童手当、児童扶養手当、児童等の医療費の助成など
- 児童相談所（児童相談課）（3F）： ☎ (820) 2323
児童の養護、障害、非行、育成の相談、児童の措置など

●子育て支援課（5F）： ☎（822）8225

○子育て支援施策

○公立保育園及び認定こども園の運営管理、公立保育園の再編及び公立認定こども園の整備

子ども・子育て支援法の給付認定、教育・保育施設等入園支援、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、家庭的保育事業、一時預かり保育室の管理など

○特定教育・保育施設及び地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認及び給付、私立幼稚園助成（認定こども園含む）、病児・病後児保育など

○青少年施策の推進、放課後児童健全育成（放課後児童クラブ及び放課後子ども教室）など

●療育相談センター（1・2・4F）〔指定管理者〕： ☎（822）6741

療育相談、診療、各種教室の実施、通園支援など



6 資料編（各階等の施設写真）

（１）はぐくみかん正面玄関



（２）通園部門利用者駐車場



*通園部門利用者専用の駐車場で駐車台数は11台です。
通園用のバス3台とワゴン車1台もこちらに駐車しています。

(3) 施設内の園庭

(内側)

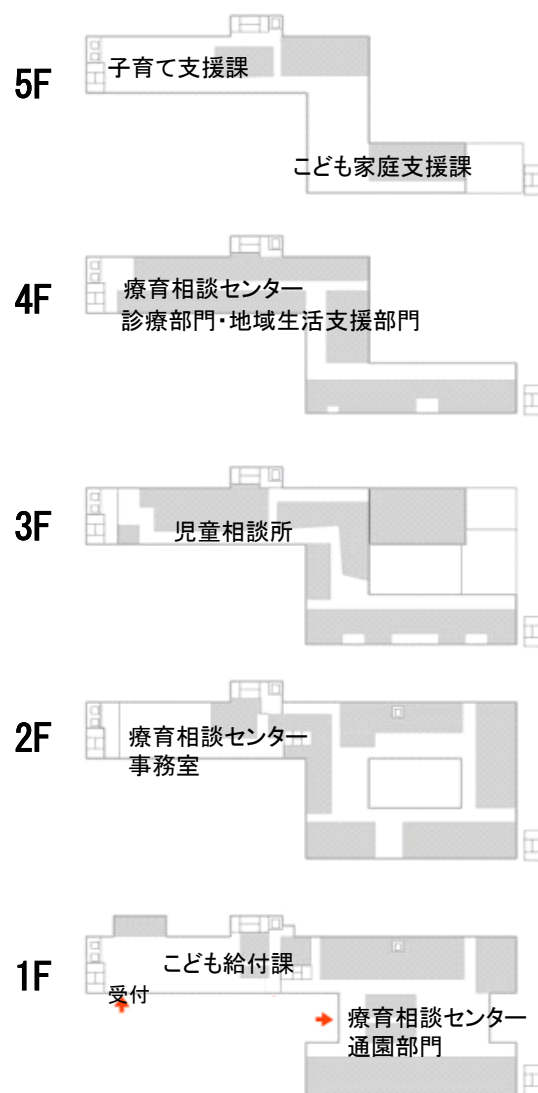


(外側)



*通園部門利用者が使用する園庭です。一般の利用はできません。

(4) 各階のフロア状況



(5) 1階受付付近とこども給付課事務室（1階）

1階受付



こども給付課事務室



＊1階の正面受付及びこども給付課の事務室です。

(6) 療育相談センター通園部門（1階）

通園入口



保護者ラウンジ



＊通園者専用の入口は、車椅子にも対応できるように玄関と入口がフラットな状態となっています。また入口を入りますと、保護者の方が食事や休息ができるスペースとしてのラウンジがあります。

(7) 療育相談センター通園部門（1階）

保育室



ホール



＊肢体不自由児の保育室です。通園部門の中央には大きなホールがあり、通園児が室内で遊べるスペースがあります。

(8) 療育相談センター通園部門 (1階)

中庭



水治療室



*通園部門には、ホール前に雨天でも利用が可能な中庭があります。また水治療室もあり、ここでは通園児の機能回復訓練を行えます。

(9) 療育相談センター事務室 (2階)

事務室



職員コーナー



(10) 児童相談所 (3階)

入口



受付



(1 1) 児童相談所 (3 階)

事務室



(1 2) 児童相談所 (3 階)

廊下



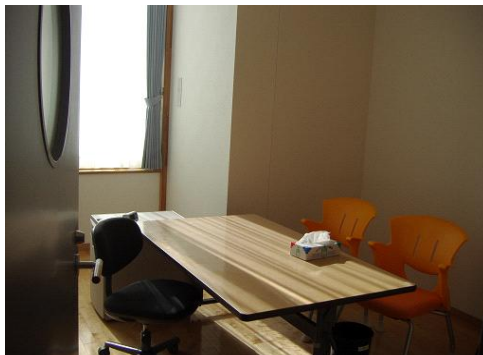
相談室



*相談に来られた方は、事務室脇の廊下を通って進みますと、このような個室の相談室が6部屋あります。

(1 3) 児童相談所 (3 階)

心理室



診察室



*心理室では、おこさんと児童心理司が話をしたり、発達障害などの診察を行います。
診察室では、非常勤医師による発達障害などの診察を行います。

(14) 児童相談所 (3階)

箱庭療法室



プレイルーム



*箱庭療法室は、砂を入れた箱の上に日常的・非日常的な模型を自由に置くことで、言葉では表現できない自分の内面世界を表現し、治療者に受け入れられることで傷つきを癒していくことができる部屋となっています。プレイルームも同様です。

(15) 児童相談所 (3階)

家族療法室



屋内運動場



*家族療法室は、親子での共同作業によって家族の統合をめざす部屋となっています。屋内運動場は、通園部門の利用者等が室内で運動を行える施設として用意されています。

(16) 療育相談センター (診療部門・地域生活支援部門) (4階)

受付



相談室



*受付、待合室があり、このような個別相談室が3部屋あります。

(17) 療育相談センター（診療部門・地域生活支援部門）（4階）

心理室



観察室



*心理室は、子どもの行動を通して別室の観察室で観察を行うことで、子どもの心理状況を把握し、診療に役立てる部屋となっています。

(18) 療育相談センター（診療部門・地域生活支援部門）（4階）

運動療法室



*運動療法室は、各種の運動器具を使うことで、子どもの機能回復に役立てていく部屋となっています。

(19) こども家庭支援センター・福祉こども部（子育て支援課）事務室（5階）

子育て支援課



こども家庭支援課



(20) こども家庭支援センター面接室 (5階)

面接室



遊戯療法室



*相談・心理面接を行う面接室が4部屋、子どもの遊びの観察および遊戯療法が出来る遊戯療法室が1部屋あります。

(21) はぐくみかん会議室 (5階)

会議室 1



会議室 4



*会議室は4つあり、一番大きな会議室4は30名の定員ですが、会議室3と合わせて使用すると42名を収容することができます。

横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21 世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくれます。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

(平成 13 年 12 月 18 日議決)



横須賀市民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課

横須賀市小川町 11 番地 (〒238-8550) 送付先住所

TEL : 046-822-8265 FAX : 046-828-4556

E-mail : ya-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>